



30 建第 726 号

平成 30 年 7 月 18 日

一般社団法人愛媛県中小建築業協会会長 様

土 木 部 長

(公 印 省 略)

建築基準法第 85 条第 1 項の規定に基づく非常災害の発生した
区域等の指定について (通知)

このことについて、建築基準法第 85 条第 1 項の規定により、下記のとおり非常災害の
発生した区域等を指定しましたので、通知します。

なお、別添資料について県ホームページに公開予定ですので、あわせてお知らせします。

記

- 1 非常災害の名称
平成 30 年 7 月豪雨
- 2 非常災害の発生した日 (区域の指定日)
平成 30 年 7 月 5 日
- 3 非常災害の発生した区域等
宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町の全域 (災害救助法の適用を受けた市町
のうち特定行政庁である今治市を除く)

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
建築指導係 青木・藤井
電話 : 089-912-2757 (係直通)

平成30年7月豪雨の発生に伴う仮設建築物の取扱いについて

平成30年7月豪雨の発生に伴い、一定条件のもとで応急的な仮設建築物を建築する際は、建築基準法に定める基準や確認申請等の手続きは適用しません。

ただし、防火地域内に建築する場合を除きます。(建築基準法第85条第1項)

1 対象地域

宇和島市、大洲市、西予市、松野町、鬼北町の全域（災害救助法の適用を受けた市町のうち特定行政庁である今治市を除く）

2 対象建築物等

- ① 災害により破損した建築物の応急の修繕
- ② 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの（仮設住宅等）
- ③ 被災者（企業等を含む）が自ら使用するために建築するもので延べ面積が30平方メートル以内のもの

3 工事着手時期

災害発生日から1ヶ月以内（平成30年8月4日まで）に工事着手するもの

※災害発生日（区域の指定日）：平成30年7月5日

4 存続期間

建築工事を完了した後、3ヶ月を超えて対象建築物を存続しようとする場合は、建築基準法第85条3項による許可を受けた後に、仮設建築物の存続期間を延長することができます。

5 問い合わせ先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課
（全般）

電話089-912-2757

南予地方局建設部建築指導課
（宇和島市、西予市、松野町、鬼北町）

電話0895-23-2987

八幡浜土木事務所管理課建築指導係
（大洲市）

電話0894-22-1550